

1 中山間迷岡・宮守川上流集落協定（遠野市）について

○令和7年度の協定の状況

協定面積：約112ha（田111ha、畑1ha）

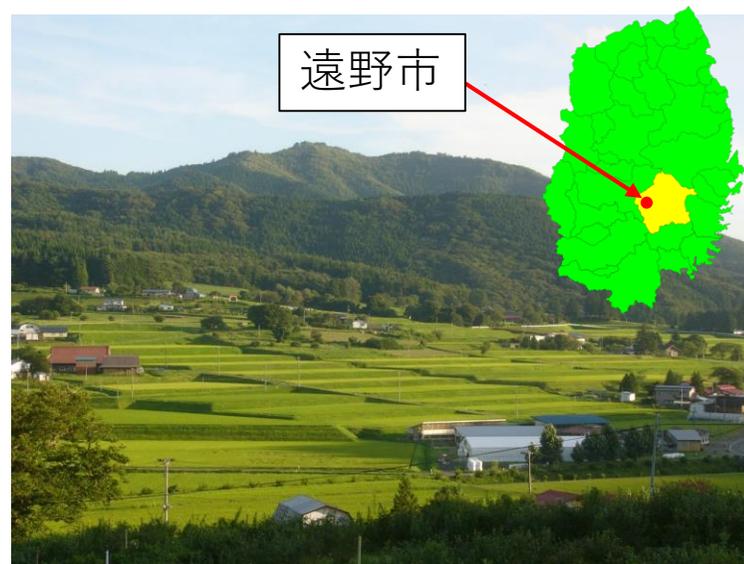
協定参加者：農業者124人、法人等3

※第6期対策の協定認定前のため、見込みを記載

- 平成27年度に迷岡地区1協定と宮守地区2協定を
広域化により統合し、「**中山間迷岡・宮守川上流集
落協定**」として活動

- 「**一集落一農場**」をスローガンに、農事組合法人
宮守川上流生産組合が主体となり、**農業生産活動の
共同化・省力化**に取り組むとともに、地域で生産さ
れる**農産物を加工し販売**

- 令和3年度からは、**棚田の保全**やより一層の**地域
振興**を図ることを目的とし、**棚田地域振興活動加算
の活用**を開始



旧宮守村棚田（遠野市宮守村）



集落の特産加工品

2 第5期対策における棚田地域振興活動加算の目標達成状況

- 事業実施主体 : 中山間迷岡・宮守川上流集落協定
- 加算の対象面積 : 約72ha (協定面積119haのうち、指定棚田地域の面積)
- 棚田地域振興活動加算金額 : 7,449,826円/年 (R3～6年度実施)

項目	目標 (第5期対策)	数値目標	達成状況
ア 棚田等の保全	農業用ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、共同防除を行う (生産性向上)	(現状)R2 : 0ha (目標)R6 : 10ha	達成 (R6 : 13ha)
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	棚田地域で収穫した山ぶどう、ブルーベリーなどを活用した特産加工品を開発する	R6までに2品目	達成 (R6: 3品目) (飲むゼリー、新米どぶろく、どぶろくカクテル)
	ECサイトを開設し、販路拡大と発送拠点機能の充実を図る	—	達成 (R3~ECサイト運営)
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	NPO法人と連携し、小中学生及び地域外からの希望者を対象とした農業体験会などのイベントを開催する (棚田の価値を活かした活動)	年1回以上開催 R6までに20人以上の参加者を確保	達成 (年1回開催、 R6:延べ257人参加)
	地域の組織と連携し、県道沿いの法面や公共施設周辺、高齢者宅等の草刈りボランティアを実施し、地域の生活環境の整備とコミュニティ創出の機会とする (集落機能強化)	年2回開催	達成 (年2回開催)

3 第6期対策における棚田地域振興活動加算の目標設定

- 事業実施主体：中山間迷岡・宮守川上流集落協定
- 加算の対象面積：約70ha（協定面積112haのうち、指定棚田地域の面積）
- 棚田地域振興活動加算金額：7,149,956円/年（R7～11年度実施予定）

項目	目標（第6期対策）	数値目標
ア 棚田等の保全	農地有効活用のための栽培試験や簡易放牧など、活用実証を実施する（生産性向上）	R11までに活用実証を2事例以上実施
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	米の20kg以下個包装形態による消費者への直接販売を拡大する	R11までに売上高10%増（R6比）
	鳥獣被害防止の電気牧柵を設置する	R11までに5km延長
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	地域内外から棚田を応援する「宮守棚田funファンクラブ」の活動を充実させ、農業体験会の参加人数を確保し、関係人口の創出を図る（棚田の価値を活かした活動）	R11までに農業体験会への参加人数延べ100人
	地域外から、ワーキングホリデーなど地域に宿泊しての農業研修の受け入れを行い、関係人口の創出を図る（新たな人材の確保に関する取組）	R11までに農業研修受け入れ延べ10人

指定棚田地域振興活動計画（案）

作成主体の名称：宮守村棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧宮守村地域

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の発生防止

耕作放棄の発生防止に努め現状を維持する。（中山間地域等直接支払制度実施面積：現状（令和7年度）75ha、目標（令和11年度）75ha。（100%維持）作業効率・安全面も含め持続的に農業活動ができるよう整備を行う。

・生産性・付加価値の向上

水稲や転作作物の栽培が困難な農地において、それらに代わる農産物の栽培実証による付加価値の向上、または簡易放牧などによる省力化を行う。令和11年度までに活用実証2品目以上実施する。

・担い手組織の強化と作業省力化

機械導入による作業の省力化や効率化に取り組み、担い手組織の強化を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進（消費者への直接販売）

棚田地域で収穫した米を20kg以下の個包装の形態で出荷し、消費者への直接販売を行う。出荷発送拠点の整備、強化を図り、令和6年度と比較して10%増の売上高を目指す。

・自然環境の保全・活用

鳥獣被害防止用の電気柵設置を令和11年度までに5km以上延長し、鳥獣害被害を防止する。

環境負荷低減栽培技術の実証圃を設け、減農薬減化学肥料栽培に取り組む。

・良好な景観の形成（維持保全活動）

旧宮守地域は、遠野観音の一つである「宮守観音」を始めとする遠野遺産が数多く存在し、棚田と一体となって地域で守り継承されてきた。今後も地域で守り、後世に継承するためには、周辺の良い景観形成は必須であることから、畦畔の草刈共同作業を年間3回以上実施する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田地域を地域内外から応援する組織「宮守棚田funファンクラブ」の活動を行う。主な活動として地域の小学生を交えた農業体験会（田植え、稲刈り、摘み取り）を年間2回以上開催し、令和11年度までにのべ100人以上の参加者を確保する。

ワーキングホリデーなど棚田地域に宿泊しながら農業体験をする研修の受け入れを年間2人、令和11年度までに10人を受入し関係人口を確保する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

宮守川上流地域の農家、非農家交流イベントを年1回以上開催し、地域住民間の交流を図る。

- ・棚田米を活用した六次産業化の推進

令和11年度までに棚田米を原料とした加工品の新商品を開発する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止

1に掲げる棚田地域は中山間地域等直接支払交付金の協定区域と一致する区域であることから、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、耕作放棄地発生防止に努める。

また、ほ場整備から20年以上が経ち、ほ場条件が悪化しはじめている事、自然災害の増加によりほ場改修が必要な個所が発生している事から、中山間地域等直接支払制度の集落協定組織により、作業効率・安全面も含め持続的に農業活動ができるよう整備を行う。

- ・生産性・付加価値の向上

中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、地域おこし協力隊制度を活用しながら農産物の栽培実証による付加価値の向上、または簡易放牧などによる省力化を行う。

- ・担い手組織の強化と作業省力化

生産性の向上を目的とした機械の新規導入・更新の補助を行い、中山間地域等直接支払制度の協定集落の担い手組織の強化を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（消費者への直接販売）

担い手組織が運営する産直やECサイトを活用し、消費者への直接販売を拡大する。

- ・自然環境の保全・活用（鳥獣被害の防止）

中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、鳥獣被害防止用の電気柵設置を行う。同様に令和11年度までに5km以上延長し、鳥獣害被害を防止する。

地域の担い手組織により、環境負荷低減栽培技術に取り組む。

- ・良好な景観の形成（維持保全活動）

中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、畦畔の草刈共同作業を年

間3回以上実施する。

また、良好な景観形成の負担軽減策として、協議会参加の集落において、自走草刈機、畦畔草刈機、斜面草刈機といった機械を計2台以上導入し、効率的な草刈作業に取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
認定NPO法人遠野山・里・暮らしネットワークと連携し、棚田地域を応援する組織「宮守棚田funファンクラブ」の活動を行う。
地域内で運営している宿泊施設と連携し、農泊による研修受入を行う。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、宮守川上流地域の農家、非農家交流イベントを年1回以上開催する。
- ・ 棚田米を活用した六次産業化の推進
担い手組織が運営する農産物加工場において棚田米を原料とした加工品の新商品を開発する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者及びその集落協定参加者とする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

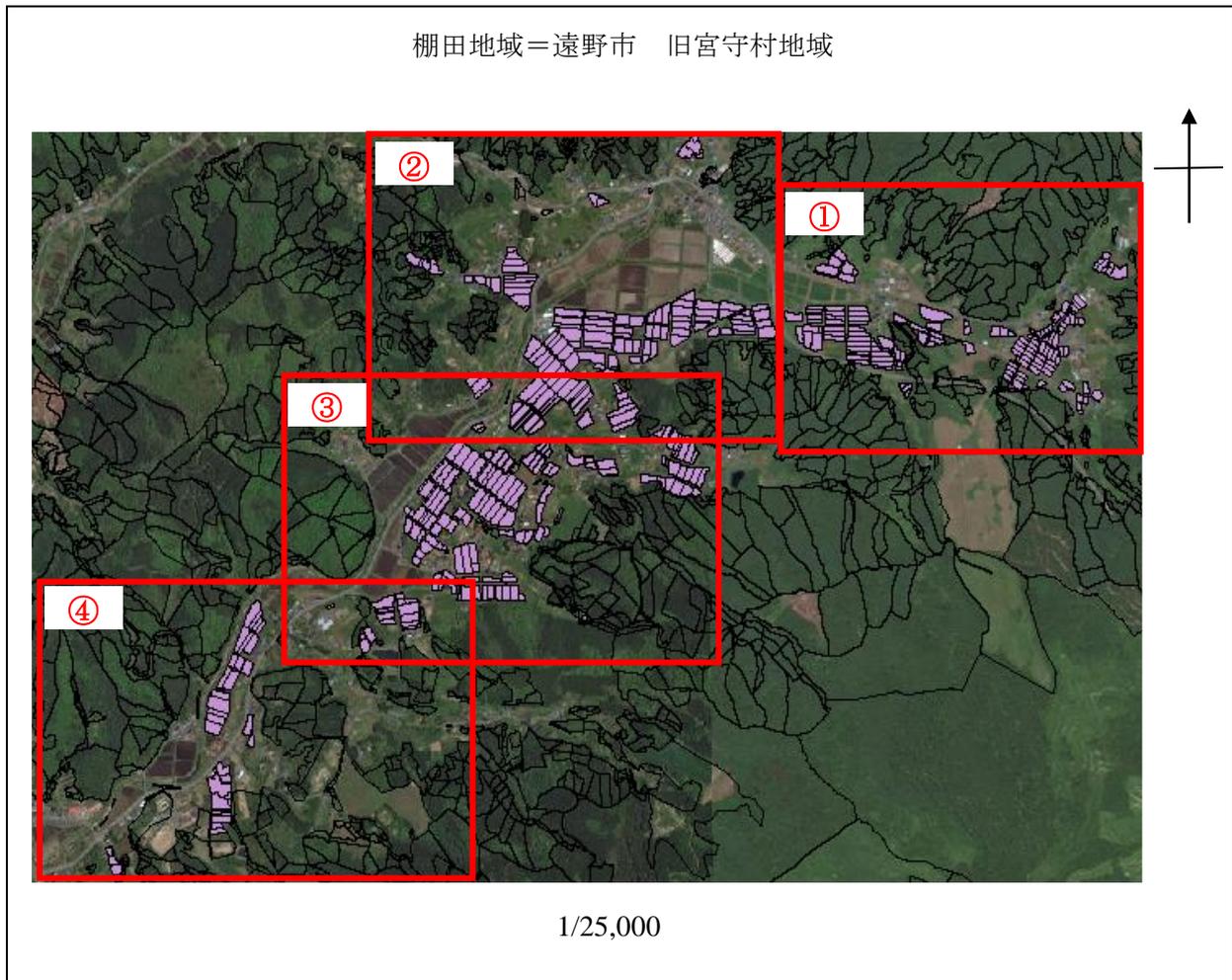
宮守村棚田振興協議会は、農業者団体、認定NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク、遠野市、岩手県で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

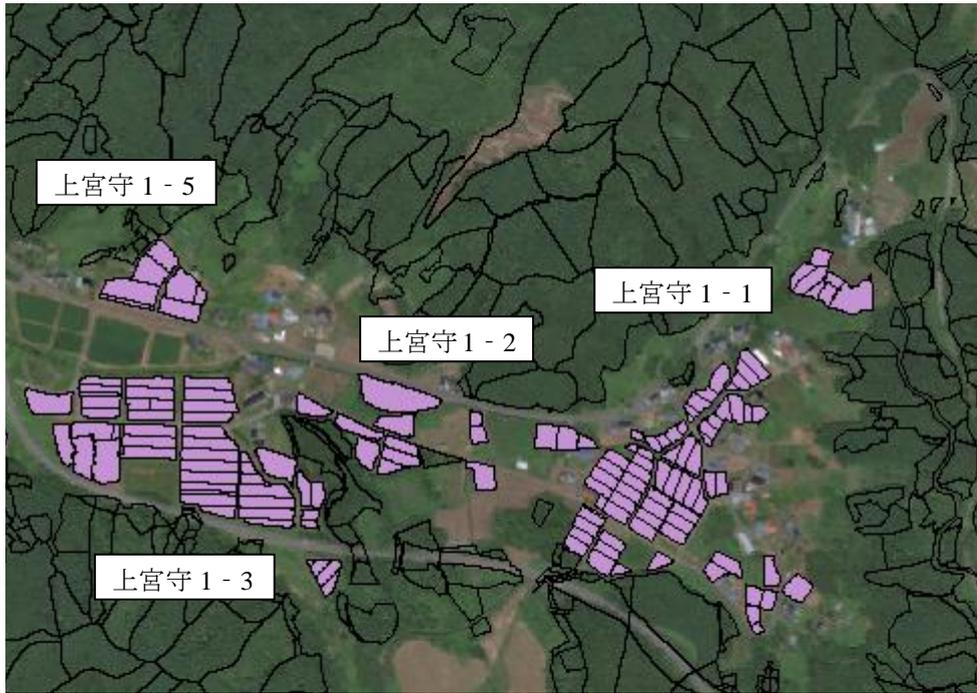
6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別添1) 縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図【施行規則第3条第1項】

1 旧宮守村地域



棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ①



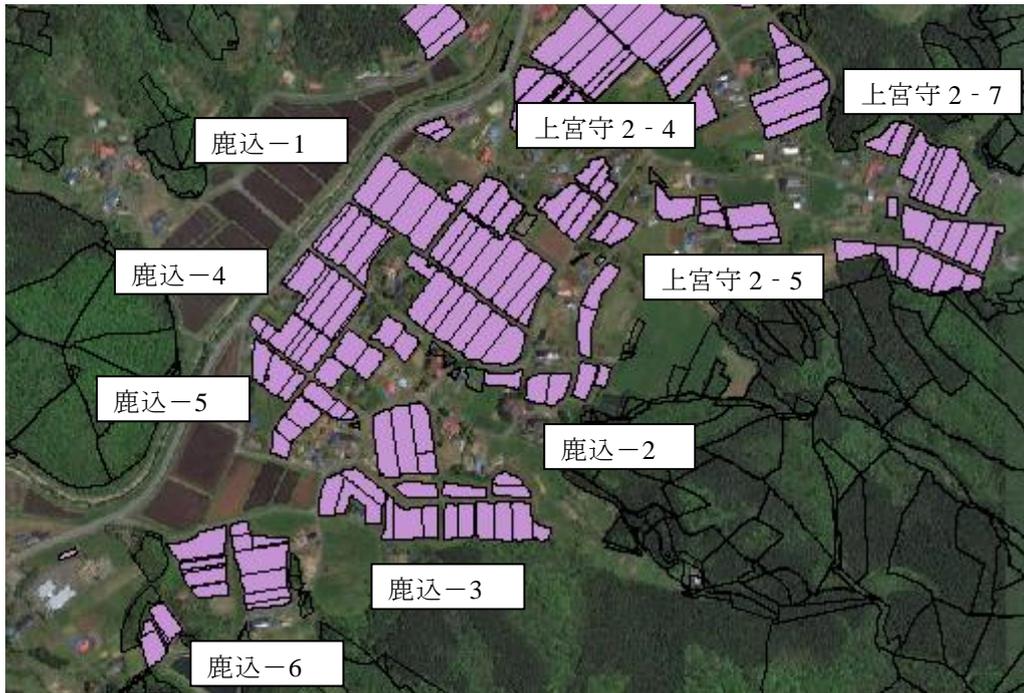
1/10,000

棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ②



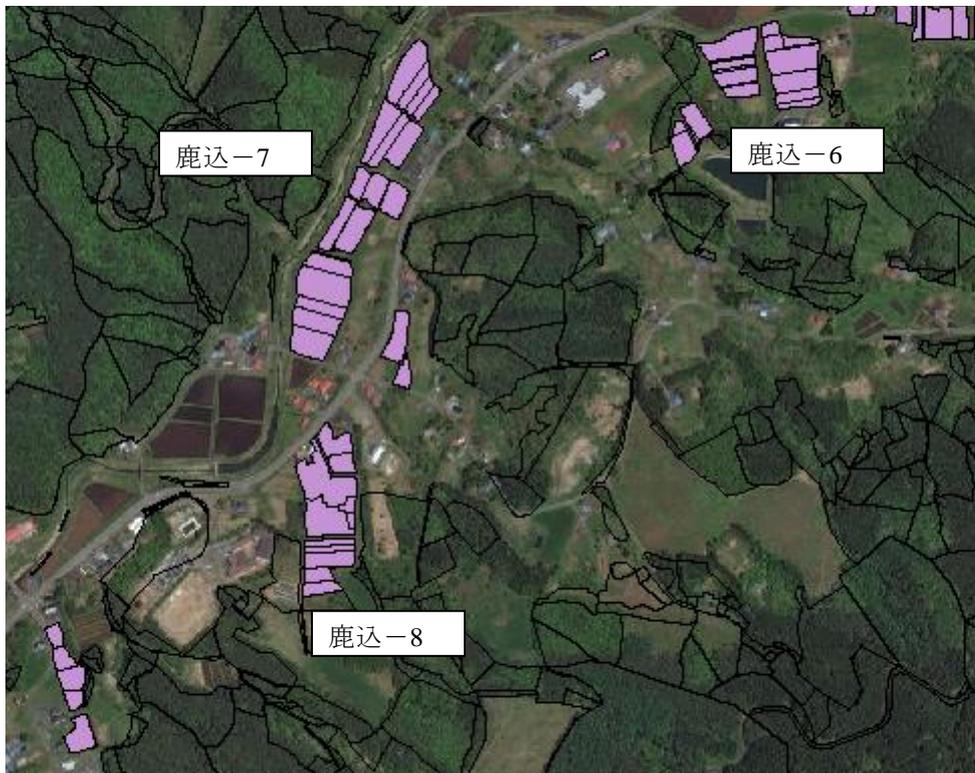
1/10,000

棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ③



1/10,000

棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ④



1/10,000

(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則第3条第2項】

① 棚田等の保全

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
耕作放棄の防止	○共同活動の実施				
		○棚田の補修			
生産性・付加価値の向上	○農産物の栽培実証・簡易放牧による省力化				
担い手組織の強化と作業省力化			○機械の新規導入・更新の補助		

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
農産物の供給の促進		○棚田米の直接販売				
自然環境の保全・活用	○侵入防止柵の設置					
	○環境負荷低減実証圃					
良好な景観の形成	○畦畔の草刈					

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大	○農業体験会 年間2回				
	○農泊研修受入				
棚田を観光資源とした地域振興	○交流イベントの実施				
棚田米を活用した六次産業化の推進	○新商品開発 1品			○新商品開発 1品	

宮守村棚田振興協議会 規約

令和3年3月19日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、宮守村棚田振興協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を岩手県遠野市宮守町上宮守4地割80番1号に置く。

(目的)

第3条 協議会は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 指定棚田地域振興活動計画の作成に関すること。
- 二 指定棚田地域振興活動の実施に係る連絡調整に関すること。
- 三 その他目的を達成するために必要なこと。

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

- 2 構成員については、遠野市のほか指定棚田地域に係る棚田地域の振興に関する活動及び棚田地域内の棚田等の保全に関する活動（以下「指定棚田地域振興活動」という。）に参加する者とする。
- 3 指定棚田地域振興活動参加者で協議会の構成員でないものは、協議会に対して書面でその意思を表示することによって、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 4 協議会は、前項のものを協議会の構成員として加えないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 2名
- 2 前項の役員は、総会において選任する。
 - 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、選任した日から活動計画の実施に係る連絡調整の実務を終了する日までとする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事することできる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

(総会の開催)

第12条 協議会の総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 総会は、会長が議長となる。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、総会において、各1票の議決権を有する。
- 4 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 指定棚田地域振興活動計画の作成及び実施に関すること。
- 二 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 三 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 四 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - 一 中山間迷岡・宮守川上流集落
- 3 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第18条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 協議会に参加する者の名称又は氏名を記載した書面
- 三 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

五 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第20条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国、県、市の交付金又は補助金
- 二 棚田オーナー・トラスト制度による収入
- 三 個人、企業等による寄付金
- 四 その他の収入

(年度事業計画及び収支予算)

第21条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第22条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
 - 二 収支計算書
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第7章 解散及び残余財産の処分

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第23条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国、都道府県、市町村の交付金又は補助金については、関係する法令、規則等に従い、適切に処理するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第24条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年3月19日から施行する。

(別紙)

宮守村棚田振興協議会構成員

NO.	名称	役割
1	中山間迷岡・宮守川上流集落	
2	認定 NPO 法人遠野山・里・暮らしネットワーク	
3	遠野市産業部	
4	県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	